

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○計量法（平成四年法律第五十一号）（抄）	1
○計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）（抄）	3
○計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）（抄）	3
○計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第六十号）（抄）	4
○計量法関係手数料令の一部を改正する政令（令和二年政令第四百十号）（抄）	4

○計量法（平成四年法律第五十一号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「計量」とは、次に掲げるもの（以下「物象の状態の量」という。）を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。

一・二 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

5～8 （略）

（使用の制限）

第十六条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であつて政令で定めるものの第六条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第二百五十一条第一項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 計量器でないもの

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受け、これに合格したのものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器

ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であつて、第九十六条第一項（第一百一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の表示が付されているもの

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであつて、検定証印等の有効期間を経過したもの

2・3 （略）

（手数料）

第百五十八条 次に掲げる者（経済産業大臣、研究所、機構又は日本電気計器検定所に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、経済産業大臣、都道府県知事、特定市町村の長、日本電気計器検定所、指定定期検査機関、指定検定機関又は指定計量証明検査機関が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による検査に用いる計量器について基準器検査を受ける場合は、この限りでない。

- 一 第十七条第一項の指定を受けようとする者
- 二 検定を受けようとする者
- 三 変成器付電気計器検査を受けようとする者
- 四 装置検査を受けようとする者
- 五 第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者（第七十八条第一項（第八十一条第二項及び第八十条第三項において準用する場合を含む。）の試験に合格した特定計量器の型式について、これらの承認を受けようとする者を除く。）
- 六 第八十三条第一項（第八十九条第三項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の承認の更新を受けようとする者
- 七 第十六条第一項第二号口の指定を受けようとする者
- 八 第九十一条第二項の検査を受けようとする者
- 九 基準器検査を受けようとする者
- 十 第二百二十一条の二の認定を受けようとする者
- 十一 第二百二十一条の四第一項の認定の更新を受けようとする者
- 十二 計量士の登録証の訂正又は再交付を受けようとする者
- 十三 計量士の登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者
- 十四 計量士国家試験を受けようとする者
- 十五 適正計量管理事業所の指定を受けようとする者
- 十六 第四百四十三条第一項の登録を受けようとする者
- 十七 第四百四十四条の二第一項の登録の更新を受けようとする者

254 (略)

(経過措置)

第百六十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断

される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

○計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）（抄）

（検定に係る手数料の額）

第二条 法第五十八号第一項第二号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる特定計量器ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第八十四条第一項（法第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示が付された特定計量器（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号。以下「施行令」という。）第十二条で定める特定計量器であつて法第八十四条第一項の表示が付されてから法第七十一条第二項の経済産業省令で定める期間を経過したものにあつては、法第五十条第一項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから法第七十一条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものに限る。） 別表第二に掲げる金額
- 二 前号に掲げるもの以外のものであつて、別表第三に掲げるもの 同表に掲げる金額
- 三 前二号に掲げるもの以外のもの 同一の構造を有するものごとに、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額

○計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六十三号）（抄）

附 則

（特定計量器の使用に関する経過措置）

第二条 附則別表の第一欄に掲げる特定計量器（次項及び次条において単に「特定計量器」という。）については、計量法（以下「法」という。）第十六号第一項の規定にかかわらず、それぞれ同表の第二欄に掲げる日（次項において「第二欄基準日」という。）前までは、同条第一項第三号の検定証印等（次項において単に「検定証印等」という。）が付されていないものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。

2 検定証印等が付されていない特定計量器であつて、それぞれ第二欄基準日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものは、法第十六号第一項の規定にかかわらず、それぞれ第二欄基準日以後においても、附則別表の第三欄に掲げる日前までは、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。

附則別表

特定計量器（法第二条第四項に規定する特定計量器をいう。）	新たに使用するものについての使用の制限の開始日	既使用のものについての使用の制限の開始日	検定の開始日
一 ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール	令和五年四月一日	令和八年四月一日	令和二年四月一日
二 自動捕捉式はかり	令和六年四月一日	令和九年四月一日	平成三十一年四月一日

○計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第六十号）（抄）

附則

（自動捕捉式はかりの検定に係る手数料の額に関する特例）

- 2 令和四年四月一日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている自動捕捉式はかりについて計量法第十六条第一項第二号イの検定を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額に係る計量法関係手数料令第二条の規定の適用については、同条第三号中「同一の構造を有するものごと」に、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額」とあるのは、「別表第二に掲げる金額」とする。

○計量法関係手数料令の一部を改正する政令（令和二年政令第四百十号）（抄）

附則

（ホッパースケール等の検定に係る手数料の額に関する特例）

- 第二条 令和五年四月一日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているホッパースケール、充填用自動はかり又はコンベヤスケールについて計量法第十六条第一項第二号イの検定を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額に係る計量法関係手数料令第二条の規定の適用については、同条第三号中「同一の構造を有するものごと」に、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額」とあるのは、「別表第二に掲げる金額」とする。